

国営かんがい排水事業 勇払東部（二期）地区

事業の概要

本事業は、北海道胆振支庁管内の東部に位置する勇払郡厚真町及び同郡鵲川町の水田3,146ha、畑350haを対象に、安定的な農業用水を確保するため厚幌ダム（補助多目的ダム）に水源を依存し、厚真ダム1ヶ所、揚水機1ヶ所、用水路（12条）63.1km（一期地区を含む全体：厚真ダム1ヶ所、頭首工1ヶ所、揚水機2ヶ所、用水路18条 76.8km、排水路3条 8.8kmを整備）を整備するものである。

事業の目的・必要性

本地区のかんがい用水は、国営総合かんがい排水事業厚真地区（S38～S46）によって整備された厚真ダムや厚真川とその支流河川に水源を依存しているが、河川流況が不安定なため用水不足を生じているとともに、施設の老朽化と相まって用水管理に苦慮している状況にある。また、代かき期間の短縮、深水かんがい等近年の営農に対応した用水が確保されていない。

一方、地区内の基幹排水路として利用されている軽舞川、当麻内川、ラフナイ排水路は、法面崩落等による排水機能の低下や切深が不足となっており、周辺の農地においてたん水被害を生じるとともに過湿状況を呈している。

これらのことから、土地生産性の向上及び効率的な農作業体系の確立が困難な状況である。

このため、本事業は、用排水施設を整備することにより、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ることを目的とする。

また、本地区の農業用水は、防火用水や生活用水として利用されるなど、地域住民の生活に密着した利用がなされていることから、農業用用水路の整備と併せて農業用水が有する地域用水機能の維持、増進を図るものである。

事業の効率性

効 用（年総効果額）：農作物の生産量の増	8 6 4 百万円
農作物の品質向上による増	1 0 7 百万円
営農経費の節減	1, 8 2 6 百万円
維持管理費の節減	1 0 1 百万円
施設更新による従前の農業生産の維持	9 6 6 百万円
橋梁の架け替えによる公共施設の機能の維持	9 百万円
地域用水機能の増進	1 5 百万円
魚道設置による生息環境等の保全	2 百万円
計	3, 8 9 0 百万円

（費用対便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費	①	5 7, 3 1 0 百万円	
効 用	②	3, 8 9 0 百万円	
廃用損失額	③	8 9 3 百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	4 5 年	当該事業の耐用年数
還元率×（1 + 建設利息率）	⑤	0. 0 6 4 3	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②／⑤－③	5 9, 6 0 0 百万円	妥当投資額
費用便益比	⑦＝⑥／①	1. 0 3	投資効率

注1）総便益、総事業費には、関連事業を含む。

注2）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3）総事業費には、一期事業及び関連事業を含む。

事業の有効性

本事業により厚真ダム取水施設の改修及び頭首工・用水路及び排水路の整備を行い、併せて、近代化用水を含めた用水改良と排水改良による末端用排水路の整備を関連事業によって行い、生産性の向上、農作業効率の向上、地域用水機能の維持・増進に寄与する。

これにより年間10a当たり約31千円相当の農業生産の向上と約58千円相当の営農経費の節減、また、年間101百万円の維持管理費の節減が図られる。

日程・手続

一期事業の着工に伴い、平成14年5月3日に事業計画が確定している。

事業に対する決議

平成15年8月19日に関係市町村及び土地改良区等から「勇払東部地区農業用水再編対策事業促進期成会」において二期事業の平成17年度新規着工要望を決議。

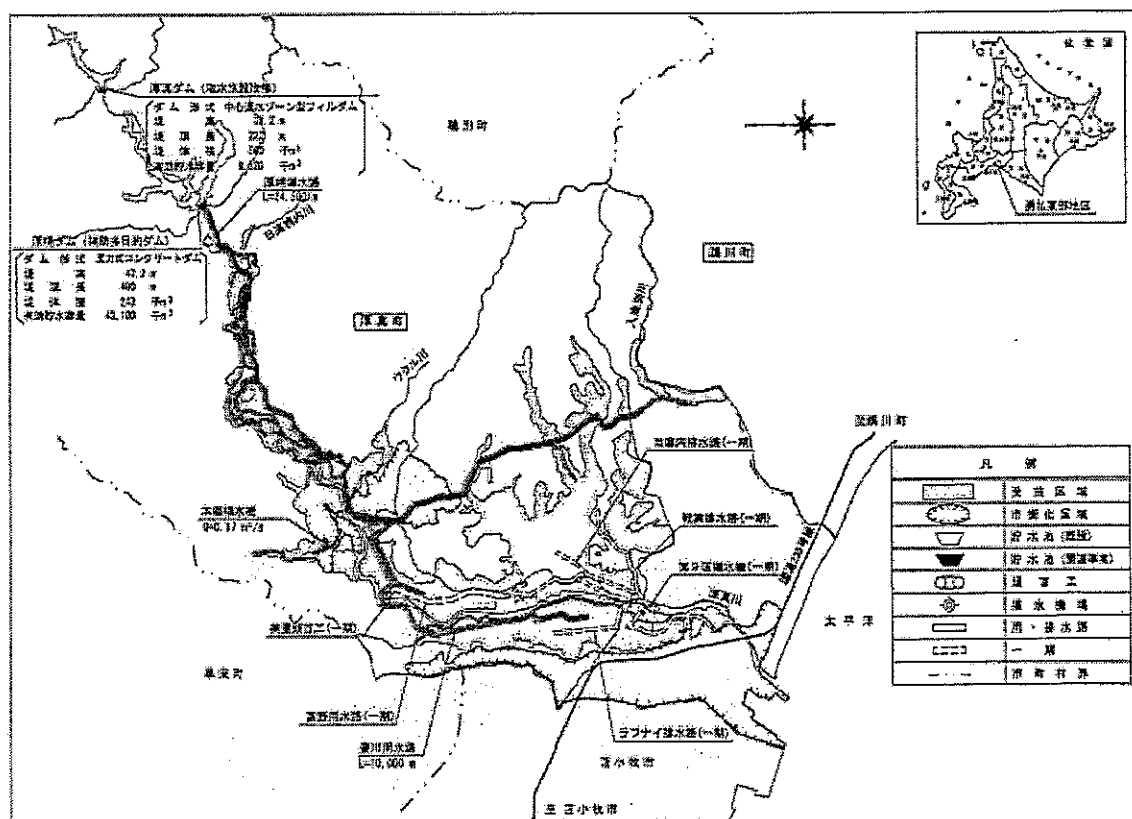
評価担当部局

農村振興局

概要図

1 受益面積	3,386ha
2 受益者数	528人
3 主要工事計画	厚真ダム1ヶ所、揚水機1ヶ所、用水路(12条)63.1km (厚真ダム1ヶ所、頭首工1ヶ所、揚水機2ヶ所、用水路18条76.8km、排水路3条8.8km) ※()は一期事業を含む全体
4 国営総事業費	20,500百万円 (31,500百万円) ※()は一期事業を含む全体

勇払東部(二期)地区概要図



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：勇払東部（二期））

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☒
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6. 事業の採択要件を満たしていること	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：勇払東部（二期））

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項 （有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☒ ☒ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。